

ボランティア・市民活動支援総合基金

ゆめ応援ファンド助成 募集要項

2025年11月 東京ボランティア・市民活動センター

※「ゆめ応援ファンド」はボランティア・市民活動支援総合基金の愛称です。

1 趣 旨

東京都内におけるボランティア・市民活動の開発・発展を通じて市民社会の創造をめざすために、地域住民や民間団体のボランティア・市民活動に対し必要な資金の助成を行います。

2 応募資格

- (1) ボランティア・市民活動団体

※法人格の有無は問いません。

※一般社団法人については非営利徹底型のみ対象となります。

非営利徹底型とは、「定款上で剰余金や残余財産の分配を禁止している団体」を指します。

- (2) ボランティア・市民活動を推進している民間非営利団体

※ボランティア・市民活動センターをはじめ、他団体を支援する中間支援組織も含む。

- (3) 主たる活動エリアが東京都内であること

3 助成内容

【A：単年度助成、B：継続助成】（助成総額600万円程度を予定）

下記(1)～(6)のいずれかの事業

- (1) 学習会・研修会・当事者会の開催 (2) 調査・研究の実施
(3) 器具・器材の開発・購入 (4) 活動にかかわる市民への啓発の実施
(5) ボランティア・市民活動団体による先駆的・モデル的活動 (6) その他

4 助成の種類と金額

A：単年度助成：2026年4月1日～2027年3月31日に実施する事業に関するもの

1件（1事業）につき50万円以内。

B：継続助成：上記助成内容(5)の場合で、3年間まで（～2029年3月31日）の継続的な事業。

1年につき50万円（＝3年の場合50万円×3年）以内。

ただし、その年度ごとに申請し、継続のための選考を受けていただきます。

※ 申請する事業の総額が助成額の上限を超える場合も、そのうち助成希望金額が上限額以内であれば対象となります。また上限額以内の申請であっても、選考において申請内容の費目、単価や回数、数量の見積りを検討し、申請金額のうち一部の助成を決定する場合があります。

5 助成対象にならないもの

- (1) 本基金に申請する事業について、他の団体から助成を受けている場合
(現在、他の団体に申請中の場合は、必ずその旨と決定予定時期を付記して下さい。)
- (2) 2026年3月31日以前に終了する(した)事業や購入する(した)器具・器材(財源不足分の補てん)
- (3) 講師謝金や委員謝礼の単価は1回あたり1名につき3万円までを上限(旅費含む)とし、それを超える部分。団体スタッフに支払われるものは助成対象外とする。
- (4) グループ・団体の管理運営維持に関わる経費(事務用パソコン購入費、家賃、駐車場料金、電話・FAX使用料、スタッフの人件費や交通費、会員への謝金、消耗品、備品等)
※申請事業の実施に特に必要な材料費や郵券代は対象とします。
- (5) グループ・団体の定例化した事業・活動(これまでの事業・活動に新たな取り組みや参加の広がりなどを企図した内容であれば対象となります。)
- (6) 互助的な活動と判断されるもの(周年記念のつどいや記念誌作成、親睦旅行など)
- (7) 多額を要する事業や器具・器材で、一部を助成しても実施や購入の見込みが立たないもの
および申請事業に必要な以上の性能を有しているもの
- (8) 継続的な事業で、一度助成しても次回からの見通しが立ちにくいもの
- (9) グループ・団体の主たる活動範囲が東京都外のもの
- (10) 政治・宗教を主たる活動とする団体の活動

6 選考及び結果

ゆめ応援ファンド配分委員会にて厳正な選考の上、2026年3月25日(水)に当センターのホームページ上に結果を発表します。併せて直接グループ・団体あてに通知します。

7 応募方法

所定の「ゆめ応援ファンド助成申請書」に必要事項を記入の上、郵送で東京ボランティア・市民活動センターまで申請してください。メールでの申請受付は行いません。

- (1) A単年度助成、B継続助成への応募は1グループ・団体につき、どちらか1件(1事業)のみ有効です。
- (2) 申請書記入要領をご覧になり、必要な添付書類は申請書と合わせて提出してください。
- (3) A単年度助成、B継続助成は、それぞれ申請用紙が異なりますのでご注意ください。
- (4) 添付書類を含む申請書類は選考後返却いたしません。
- (5) 申請書に記入・入力する際に、所定欄の枠を縮めたり、広げたり、ページ数を増やしたりしないように作成してください。また文字のポイントを極端に小さくしたりしないでください。申請書の所定欄を改変・増減した場合や、申請書の所定欄に記入・入力せず、別紙参照としている場合等は選考の対象外となりますのでご注意ください。(プリントアウト時に、単年度はA4サイズ2枚、継続はA4サイズ3枚に収まること)

- (6) 申請上の区分（申請書欄⑫）に関わらず、物品や器具・器材の購入、印刷・製本費、研修会等での会場賃借料などが申請内容に含まれる場合は、実際に購入・依頼する業者や利用する会場等の見積書やパンフレット、カタログ、利用料一覧等を必ず添付してください。
添付されていない場合は選考の対象外となります（細かい物品や材料等については、ウェブでのカタログ等のプリントアウトも可）。
- (7) 法人格を有する団体については、定款を添付してください。

8 応募受付期間

2025年11月1日（土）～2026年1月6日（火）※当日消印有効

ボランティア・市民活動支援総合基金 ゆめ応援ファンド助成 申請上の留意点

- ★申請する助成の種類(A・B)により、申請書用紙が異なりますのでご注意ください。
- ★申請書所定欄の改変・増減や、所定欄に記入・入力せず別紙参照としている場合等は、選考の対象外となりますのでご注意ください。
- ★見積書等の添付が必要な申請内容の場合は、必ず添付してください。添付されていない場合は、選考の対象外となります。

A：単年度助成

対象は、**2026年4月1日～2027年3月31日に実施する事業に関するもの**です。

助成額は、1件（1事業）につき50万円以内です。

B：継続助成

対象は、ボランティア・市民活動団体による段階的に発展する先駆的・モデル的活動（おもて面の助成内容(5)）の場合で、**最大3年間（～2029年3月31日）の展望が臨まれる継続的な事業**です。

助成額は、1年につき50万円（＝3年の場合50万円×3年）以内です。

ただし、**その年度ごとに申請し、継続のための選考を受けていただきます。**

- ★申請書類は原則として選考後返却いたしません。申請内容については、応募前に用紙をコピーされるなど、各グループ・団体にて控えをお取りください。

■応募・問合せ先

東京ボランティア・市民活動センター【ゆめ応援ファンド担当】
〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1（飯田橋セントラルプラザ10F）
TEL. 03-3235-1171 FAX. 03-3235-0050 ※月曜・祝日休

東京ボランティア・市民活動センター

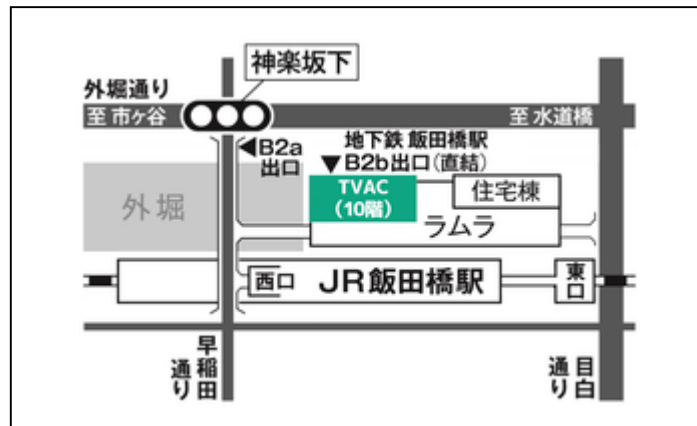
〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1

(飯田橋セントラルプラザ10F)

TEL. 03-3235-1171 FAX. 03-3235-0050 ※月曜・祝日休

開所時間：火曜～土曜は9:00～21:00、日曜は9:00～17:00

<https://www.tvac.or.jp>



J R 総武線飯田橋駅 飯田橋駅西口を出て右折するとすぐ右手に橋があり、その先に見える茶色のビルが飯田橋セントラルプラザです。

地下鉄 有楽町線・南北線・東西線・大江戸線飯田橋駅 B2b出口上りすぐ

※ただしホームより出口まで時間を要する路線があります。